

薬事法で認められない効能効果の例

●やせる 食品に含まれているある成分が体に作用して、次のような効能効果があるといひはけません		
	認められない作用例	成分例
体内に蓄積された脂肪等の分解、排泄	●○○の働きで体内の余分な脂肪を溶解し、体外に排出する ●ただ飲むだけで、どんどん脂肪を落とす……	●ウーロン茶抽出物、大豆サポニンなど ●プロテインなど
体内組織、細胞等の機能の活性化	●○○が肥満の根本原因ともいふべき褐色脂肪細胞を活性化、正常化してくれる	●月見草オイル、ガンマ・リノール酸など
「宿便」の排泄など	●腸の活性化をはかり、がんこな宿便をスムーズに排出することに強力な効果を発揮します ●腸内クリーン化	●植物繊維、海藻など ●乳酸菌など
体質改善	●減量しながら体質改善できるわけです ●やせやすく、太りにくい体がつくれる	●ウーロン茶サポニン、大豆サポニン、プロテイン、リノール酸など
その他	●○○は、満腹感の信号を送って食べすぎを防止する全く新しいタイプの成分です ●発汗と利尿作用を高める	●フェニールアラニン ●グルコフラングリン
●背が伸びる ある食品を食べるだけで、背が伸びるといひはけません		
	●脚をぐんぐんのばす ●のびの止まったと思われる人でものびます ●1日1粒のむだけでグリーンと脚がのび背が高くなる	●カルシウム、マグネシウム、ビタミンD、ビタミンB1など
●胸が豊かになる ある食品を食べるだけで、胸が豊かになるといひはけません		
	●1日1回飲むだけで、特別な運動も必要なく、体の内側から自然にバストを大きくします ●○○は、バストアップ、プロポーションアップに大きな効果がある	●ジャムウ、薔業、月見草オイルなど

「不当表示の広告でないこと」のチェックポイント

左のような表示で薬事法違反にならないものであっても、景品表示法では大げさすぎる広告や、事実と違う表示をしているものは規制の対象となります。チェックポイントは次のとおりです。

①単にカロリーが少ない食品なので、やせるといっているもの ②体の組織や機能の作用にふれずに、やせるといっているもの ③明らかに普通の食品なのに、やせるといっているもの

大きな効果の裏には、何かあると心得てください。

■成分に関する表示

やせる効果があるという成分が、実際には普通の食品と同じ成分なのに、別のものであるような表示をしているものは、不当表示になるおそれがあります。

例えば、脱脂粉乳なのに、別の食品であるように表示している場合などです。

■医学・薬学・栄養学上、その食品にやせる効果がないことが明らかであるもの

その食品にやせる効果がないのに、「やせる」といっている場合は不当表示です。

①やせる要因の表示 食品を摂取する以外に、運動や減食をしなくてはならないのに、それをいわずに「飲むだけでやせる」、「食事制限なしでグリーンやせる」といった表示をしている場合です。

②利用者の体験談や実験結果 利用者の体験談や実験結果をのせる場合、業者の都合のよいように談話を書き変えたり、データを削りてしまったものは不当表示となります。

健康食品の広告の中には、数十人に、ある「健康食品」を食べてもらい、よい結果が出たのは数パーセントなのに、すべての人に効くような広告をしているものもあります。また、体験談などでも、業者に都合の悪い部分は省いて、いかにも、「健康食品」が効き目のあるように書いてある場合もあります。

実験結果や体験談は、うのみにしないようにしましょう。

健康になるために食べ始めた「健康食品」が、薬まがいのもので、体調を崩したり、何の効果もなくケツカリしないよう、広告には十分ご注意ください。

お買物、ご用命は市内で

あなたの安心を企画する

新津市金沢町3丁目 ☎ 22-6774

(有)樋口保険企画

損害保険 生命保険

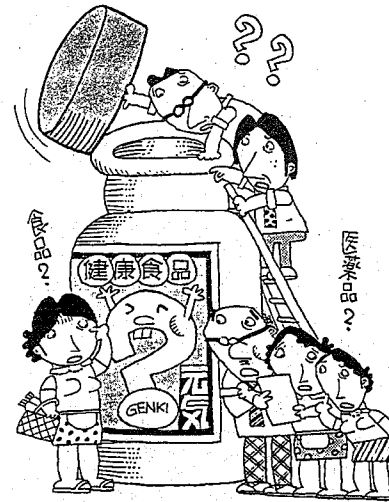
火災保険 自動車保険 終身保険 疾病保険
傷害保険 賠償保険 定期保険 OK保険

室内装飾・壁・襖・掛軸・額
(新技術導入、従来より早く、安く)

表具 **一心堂**

本町3 ☎ 22-2035

健康食品(やせる背が伸びる)の 広告表示チェックポイント



「医薬品に該当するものではないこと」のチェックポイント

成分本質が医薬品でないこと

広告では「健康食品」といながらも、消化酵素やホルモン、抗生物質などを含んだ、いわば薬に近いもの

「医薬品に該当するものではないこと」のチェックポイント

成分本質が医薬品でないこと

薬事法では、もっぱら薬として使われている成分本質を、食品に入れてはいけないうことになっています。

健康食品の成分で、医薬品ではないかと思われるもの

形状が医薬品的でないこと

が入っているときは、保健所や衛生指導員などに聞いてください。

食品を錠剤やカプセルにした場合、医薬品として広く使用されている次のような成分を使用していないかを確認しましょう。

▼ハトムギ、カルシウム、ブランクゴ、ホバータなど

「健康食品」として広告しているもので、カプセルや錠剤状のものは、成分に注意しましょう。

医薬品的な効能効果を掲げてないこと

食品は薬ではないので、医薬品的な効能効果を掲げてはいけません。ある食品に含まれている成分で「やせる」とか、食べるだけで

例

一カプセルに○○の△△kg分の減量成分が含まれている(成分例ウーロン茶サポニン、大豆サポニンなど)



「背が高くなる」、「胸が豊かになる」などというものは、医薬品的な効能効果になりません。広告では、三つの表のような効果も掲げてはいけないうことになっています。

また、表以外にも、次の例に示すように、特定の成分によって減量ができるように書いてある場合は、暗に薬理作用をいっていることになるので、医薬品的効能効果になり、薬事法違反になります。

「飲むだけで、ほとんど脂肪を落とす」、「一週間で四キロやせる」、「一日一粒でグリーンと胸が伸び、背が高くなる」、「体の内側から自然にバストを大きくします」

いわゆる「健康食品」ブームですが、このようなうたい文句を雑誌などでご覧になったことはありませんか。このように「やせる」、「背が高くなる」、「胸が豊かになる」を掲げる健康食品には、あたかも医薬品であるかのような効能効果をうたうもの(薬事法違反)や、虚偽誇大な広告表示をするもの(景品表示法違反)が多くみられます。このため、「指示どおり服用したが、効果がでない」とか、「飲みはじめて一週間で下痢が始まり、とまらぬい……」といった苦情、問い合わせが消費者センターなどに相次いで寄せられています。

そこで、厚生省と公正取引委員会とは、瘦身効果、伸長効果、豊胸効果、掲げる健康食品について、薬事法および景品表示法からみた広告表示の注意点(チェックポイント)をまとめました。

インチキ商品を買わないようにするため、「健康食品」に対する理解を深めるとともに、次のチェックポイントを参考にしてください。

お買物、ご用命は市内で

クイーン 果物の女王…アールスメロン

ほどよく熟してからお召し上がり下さい。
おいしさがお口いっぱい広がります。

◎日付入メロン箱サービス

フレッシュでおいしい果物の店 **やまいし**

新津市本町3 TEL 23-0397

♡手づくりのデリカ家♡

1月・2月教室のご案内 1回 1,000円

1/26(木)10:00-12:00	圧力鍋料理とさくらもち	バレンタインチョコとトリフ
2/4(火)10:00-12:00	ハートのケーキ	織習費無料 材料費実費
2/18(土)10:00-12:00	マドレーヌ	3/8(土)10:00-12:00
2/25(土)10:00-12:00	チョコクッキー	3/15(土)10:00-12:00
	ひな祭りケーキ	3/22(土)10:00-12:00
	カルピスゼリー	

特別企画

申し込み/長崎屋1Fデリカ家/でんわ 24-7896